平成２２年（フ）第１９４号
愛知県碧南市汐田町３丁目54番地
債務者　北原　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
愛知県刈谷市一色町２丁目２番地１　サンコーポラス重原１棟201号
債務者　前田　和之
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
三重県松阪市宝塚町1509番地２
債務者　竹本　輝美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２５１号
福岡県春日市大字下白水32番地32
債務者　山本　絹代
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６０８号
福岡県春日市大字下白水32番地32
債務者　山本　一行
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２５７号
福岡市東区奈多１丁目２番20―605号
債務者　町野久美子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４号
福岡市東区三苫１丁目３番41号
債務者　平川　敏子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８号
福岡市西区拾六町団地４番22―301号
債務者　佐藤与志和
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2088―２
債務者　清美産業こと　木林　俊輔
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗2088―２
債務者　木林　英子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2891番地１
債務者　壹岐　静香
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１６号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目７番12―305号
債務者　原　　千秋
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４４６号
福岡県宗像市石丸２丁目１番７号プティハイム103号
債務者　熊野新太郎
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１１号
福岡市博多区神屋町９番16号
債務者　平田由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６２号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東８丁目148番地
債務者　山端千佐子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５７６号
福岡市東区二又瀬新町10番12―202号
債務者　藤谷　美紀
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９１号
福岡市早良区星の原団地40番403号
債務者　中村　月子（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５９４号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目24番地
債務者　中田　美佐
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部